

子育てのための施設等利用給付認定のご案内

令和元年10月1日から、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもたちの保育料が無償化されました。

幼稚園、認定こども園（1号）で預かり保育を利用する方も、利用日数に応じて、最大月額**1.23万円**までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から「保育の必要性の認定（子育てのための施設等利用給付認定）」を受ける必要があります。

※無償化の内容の詳細については、別添チラシをご覧ください。

1. 認定区分

新2号認定・・・満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

新3号認定・・・満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、市町村民税非課税世帯であるもの

2. 保育の必要性の認定事由について

保育の必要性の認定を受けるためには、次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが要件となります。

保育を必要とする事由	認定可能な期間	備考
就労している （自営業、内職、農業等も含む）	就労している期間	月48時間以上の就労が必要
大学・専門学校・職業訓練校等に就学している	最終通学日の月末まで	月48時間以上の就学が必要
出産する	妊娠中（産前8週の月初日） 出産後（産後8週の月末）	
災害復旧に従事している	災害復旧が終了するまで	
虐待やDVの疑いがある	危険性がなくなるまで	
親族等の介護・看護をしている	介護・看護が必要でなくなるまで	月48時間以上の介護・看護時間が必要
療養が必要な病気を患っている 若しくは心身に障がいをもっている	療養が必要でなくなるまで	
求職活動をしている	3ヶ月	
育児休業取得時に子どもが施設を利用している	最長、出生児童の年齢が1歳になる年の年度末まで	

裏面につづく→

3. 保育の必要性の認定に必要な書類について

①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書

記入例を参考に、認定を希望する児童1人につき1枚提出してください。

②保育の必要性を証明する書類

保護者の状況に応じて、下記の書類を提出してください。（父母それぞれ1枚）

きょうだいで同時に認定の申請をする場合、弟妹さん分の保護者の証明書類、申立書等は

不要です。

保護者の状況	必要な書類	備考
就労（育児休業含む）	・ 就労証明書	会社から証明を取得してください。
自営業・農業従事者	・ 自営申立書	
内職従事者	・ 内職申立書兼証明書	
出産予定者	・ 母子手帳のコピー	保護者名、分娩予定日が確認できるページをコピーしてください。
保護者自身の疾病・障害・ 親族等の介護、看護	・ 疾病・介護・看護等申立書	
	・ 障害者手帳等のコピー又は 医師の診断書	診断書は、本人又は被看護者が保育 できない状況、期間がわかるものが 記載されていること
就学	・ 在学申立書	
	・ 在学証明書	在籍期間、カリキュラムの内容が わかるもの
求職活動	・ 求職活動申立書	

※各種証明書・申立書等の様式は園またはこども・保健課から取得をしてください。

〈問い合わせ〉
吉野ヶ里町こども・保健課
子育て支援係
Tel : 0952-37-0346